

(答弁書第二十号) 昭和二十二年八月十二日配付

内閣参甲第二四号

昭和二十二年八月八日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員谷口彌三郎君提出産兒制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員谷口彌三郎君提出の産兒制限に関する質問に対する答弁書

一、國民優生法は、惡質分子の出生を防止することが目的であるためこの法律をもつて人口問題を根本的に解決することは、不可能である。

ただ社会狀勢の現状に鑑み申請、手術等の手續を簡易化して本法の活用を囑らなければならぬことは同感である。なお同法第十六條による妊娠中絶の手續を簡單になし得るよう通知が發せられて居る。

二、優生手術を当然うける者が妊娠せしめ又はせしめられた場合、妊娠中絶を行い得るようにすることにについては目下研究を進めて居る。

三、避妊器具及び藥品中有毒なものは有害避妊器具取締規則及び藥事法によつて今後充分に取締を實施せしめた。

四、妊娠中絶の適否を正しく判断するための審議機關は、その必要を感じるが妊娠中絶を社会目的にまで發展せしめる目的をもつて審議機關を設置することは、その波及するところも極めて大きいので慎重に

考えなければならぬと思う。

(イ) 強姦その他不法なる妊娠の場合の、妊娠中絶は刑法との関係もあるのでなお研究したい。なおかかる場合刑罰を受けたような例はない。

(ロ) 精神欠陥者が妊娠した場合は、妊娠中絶を行い得るよう途を開くことについては研究を致して居る。

(ハ) 社会目的の妊娠中絶を認めることは刑法との関係もあり、社会風教上の影響もあり且つ各種社会施設との睨み合せも考えなければならぬので、余程慎重に検討を要すると思う。

(ニ) 分娩毎に甚だしく母体の健康度を低下する者については、それが妊娠中絶の医学的條件を充たす場合は人工妊娠中絶を行うこととし又生活困窮により育児不可能な場合はこれを生活保護法の適用等社会的救済方法を考慮すればよいと考える。

(ホ) 人工栄養が充分に行えるように努力しその実現を期すると同時に母体の休養、栄養等を正しく指導することにより乳汁分泌不十分の問題を解決致したいと思う。